

## 施工箇所が点在する工事の積算について

佐賀県県土整備部建設・技術課

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費等を箇所ごとに算出する積算とする。

### 1.対象工事

県土整備部、農林水産部、地域交流部が発注する工事で、施工箇所が複数あり、施工箇所が1k m程度を超えて点在する工事を対象とする。なお、通年維持工事等、当初契約において工事箇所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これにより難しい場合は個別に考慮できる。

### 2.積算方法

#### (1) 土木工事

- ア 共通仮設費、現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
- イ 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の積算）と同様とする。

#### (2) 機械工事

- ア 間接労務費、工場管理費、据付間接費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
- イ 設計技術費については、施工箇所毎に分けない積算（通常の積算）と同様とする。
- ウ このほかの費目については、(1)による。

#### (3) 電気工事

- ア 機器間接費のうち、機器管理費は施工箇所毎に算出した合計額とする。
- イ 機器間接費のうち、技術者間接費率（設備分類）は工事全体で判断した率を使用し、施工箇所毎に技術者間接費率（設備分類）を設定しない。なお、主たる設備の判断基準は機器単体費の金額の割合によるものとする。
- ウ このほかの費目については、(1)による。

### 3.適用年月日

令和3年7月30日以降に公告する工事から適用する。